

平成 19 年 1 月 24 日

東京都三宅島三宅村  
村長 平野祐康殿

〒100-1101 東京都三宅島三宅村神着 320-2  
三宅島ふるさと再生ネットワーク  
会長 佐藤 就之

## 非帰島島民に対する要望書(第 2 次)

2000 年三宅島噴火災害の復旧・復興事業の取り組みに対して、心より感謝申し上げます。ここに平成 17 年 8 月 5 日付「非帰島島民に対する支援策の継続についての要望書」につぐ第 2 次要望書を提出致します。

### 1, 非帰島島民の現状について

2005 年 2 月 1 日の全島避難解除から丸 2 年を経過しようとしています。村の発表では、2000 年 8 月 1 日の避難前人口 3,855 人、1,972 世帯に対して、昨年 12 月 1 日付の人口と世帯数は 2,910 人、1,753 世帯となっております。

避難前と現在との人口差は 945 人減少、世帯数差では 219 世帯の減少となっております。ところが定着した実島民数は 2,000 人程度で非帰島島民はもっと多く様々な理由で流動的であるとの見方が有力です。世帯数では、私たちの調査では 2006 年 11 月で都内 161、都外 9 県に 56、合計 217 世帯、転居先不明 153 世帯を加えると 370 世帯となります。この転居先不明の方々は、主に家屋損壊と高齢化・病身等のために親族などを頼り転居、一方では 7 割の子どもは帰島せず、子育て世代が片親の実家、縁故、新居などに転居しているために配偶者、子どもと別居などの二重生活を強いられている深刻な実態が報告されています。

約 1,000 人におよぶ帰島しない島民について、本人の意思であるかのように言い募る人もおりますがそのような事はありません。

非帰島の原因は、長期避難による家屋の損壊と高齢化、病身のために公営住宅、親族に身を寄せる方、雇用機会のない方、帰島前に村の指定した医師の診断で高感受性者の診断を受け帰島を見合わせている方および乳児、子どもたちが火山ガスの影響を受ける可能性があると言われ帰島を見合わせた子育て世代の親子、全島 4.5%の立ち入り規制を受け、住居と生業を奪われた高濃度地区の多数の島民など厳しい行政処分的な制限と帰島条件により「帰島できない」または「しない」と自己の希望に背く不本意な避難生活を継続しているのです。全島避難解除後においても重要な行政責任として対処すべきであることは明白です。

火山ガスの対応も前例のない異例の事であり医師、専門家に判断を委ねているだけでは、島の復興にとっても多大な影響を受けます。帰島島民の帰島条件整備、改善による人口増の努力は島の復興にとって戦略的課題として重視し対応すべきです。

### 2, アンケート結果とその原因

さて私たち「三宅島ふるさと再生ネットワーク」では、「帰島できない三宅島島民の実情を広く世に知ってもらい事とその状況を改善することを目的」に 2006 年 11 月にアンケートを集約しました。その内容は、添付資料の「三宅島島民の生活状況についてのアンケート(解説)」の通りですが、非帰島島民世帯の 6 割強が 1 年前より生活が苦

しくなった、預貯金が減ったが半数、全く無くなったが7分の1で、増えた世帯は無い状況です。そのため今後の生活が苦しくなる世帯が半数以上に上っています。また6割強が「いずれは帰島したい」と回答し「帰島しない」は2割強と少数となっています。さらに今回のアンケートに於いては、村の非帰島島民に対し同じく長期避難生活を行ってきた被災者島民にもかかわらず救済の施策は不公平であり差別感を強く持ちながら切実な要望が多数寄せられています。

この原因は、貴村では、帰島1年経過後の2006年3月の第1回定例村議会において複数の村会議員が非帰島島民や高濃度地区住民対策の改善を求めたものに対して、「国・地方を通じて自然災害に起因するものでの保障と言うものは基本的にはない」とした上で、三宅島の今回の噴火災害に対しては「公的には(2005年の)避難指示解除を持って2000年噴火災害は終了したものである」ということで全体の仕組みがそうなっている」など答弁(概要)を行っています。そのなかでも村長判断でぎりぎりの改善施策の努力をしていることを理解してほしいとっております。

全島避難指示解除をもって「噴火災害は終了」との決定は驚きです。どうしてこのような現実無視、無謀、且つ無責任な判断が出来るのでしょうか。

確かに村長と村の置かれている立場や財政事情は理解が出来ます。しかし1,の非帰島島民の現状、高濃度地区の禁止条例等の制限は噴火災害そのものです。

このような行政判断と決定では、いくら私たちが声を大にして要望を上げて聞き入れないはずで。

行政の救済責任は無いのでしょうか。また今日の現状、火山ガス放出、日々のガス警報に対して「噴火災害は終了した」と言えるのでしょうか？

このままでは平成19年度以降の救済施策は廃止されて、「規制はすれども救済なし」或いは「公共・防災復旧事業はすれども島民の人間復興・生活再建の支援無し」と思われても過言ではないと思います。

私たちは、都と村の協力による復興のためのプロジェクトの取り組みと合わせ、ぜひ非帰島島民の要望実現に真摯な取り組みをお願い致します。

### 3,「長期復興計画」と「緊急火山ガス被災者救済計画」の策定を

世界にも類を見ないといわれる長期火山ガスによる被災地三宅島のこの救済には、前例も無く国の制度の限界や東京都の意向等さまざまな困難な制約があると思います。しかし該当三宅村地方自治体としては現状を直視して約1,000人の非島島民および157世帯、331人(05年1月現在)の高濃度地区等の被災者救済のために国や都に強く協力を求めると共に今からでも全国の善意の人々に2006年3月31日に打ち切った「三宅島噴火災害義援金募集」等を復活させ被災者生活再建基金等の創設の努力を行う必要があります。

村は、現在の「復興計画」と併行して「緊急火山ガス被災者救済計画」を新設し、二本立ての「総合長期復興基本計画」を島民参加により練り直すべきです。そこで都の協力をもとめ、国の諸制度を上回る救済の努力をする責務が村長、村議会および島民を含めてあると思います。そのためには島民とともに当ネットワークも全力で協力を惜しみません。さらに窮状を全国に発信して、世論喚起のためマスコミ等に現状が正しく伝われば、国においても三宅島のような「長期災害」に対して「被災者救済制度」の確立のための新たな一石を投ずる事も可能です。

以上の趣旨を含めて、下記の問題に付いて早急に対応を講じていただきたく要望をします。ご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、平成19年2月28日までに文書にてご回答をお願い致します。

## 記

### 帰島に係る各支援制度の打ち切り期限の延長について

- 1, 国の「被災者生活再建支援金」の適用打ち切りの延期をしていただきたい  
引越しについて、特養「あじさいの里」再開引越しは4月以降、子育て世代の帰島機会は4月以降等々となる。また高濃度地区住民もまだ住居解体等の判断が出来る状態ではない等々で制度利用の機会を奪うべきではない。国に要請を。  
(1) 帰島引越し経費期限 1月31日 (2) 被災住宅解体等申請期限 平成20年2月28日 (3) 家賃・一時的使用料等 2月28日
- 2, 東京都「三宅島災害被災者帰島生活再建支援金」の支給打ち切りの延長をしていただきたい  
アンケートの結果でも非帰島島民の6割が帰島を望んでいるが村営住宅等の空きがない為に帰島できない人もいる、住宅再建の貴重な支援制度などで都に延長の要請を。(帰島期限 3月31日)
- 3, 三宅村「高濃度地区内における被災住宅劣化保全支援金」の打ち切り延長をしていただきたい (帰島期限 3月31日)
- 4, 三宅村「高濃度地区における被災者住宅等の解体撤去」の打ち切り延長をしていただきたい (申請期限 18年11月30日)
- 5, 都・国の「災害援護資金貸し付け」の打ち切り延長をしていただきたい  
生活資金の貸し付け (申請期限 3月31日)

### 非帰島島民の避難生活と帰島に係る要望について

- 6, 航空路の早期再開をしていただきたい  
非帰島島民は、高齢で高感受性者や病弱者が多くアンケートでも5割を越えています。当ネットでも在京者等に空路再開の署名の協力を求めたところ 110人が取り組み1,912筆を集め「会」に提出しました。観光のためにも有りますが生活交通機関としても早期の再開のためのご努力をお願いします。
- 7, 在京者で三宅島へ帰島を望んでいる者に対する渡航費用の補助をしていただきたい
- 8, 医療費、年金などの保険料の減免や補助をしていただきたい
- 9, 生活費補助、電気、ガス、下水道などの基本料金の減免や補助をしていただきたい
- 10, 住宅の補修や再建への補助、高濃度地区被災者向けの村営住宅保障、都営住宅の家賃の減免や補助等の住宅問題について支援をしていただきたい
- 11, 特養老人ホームの早期再開と拡充をはかり帰島希望者の入所の保障をしていただきたい
- 12, 子どもの教育費補助および渡航費の補助をしていただきたい
- 13, 就労、就業保障と相談、情報提供などしていただきたい
- 14, 高濃度地区住宅に脱硫装置を設置して生活出来るようにしていただきたい
- 15, 三宅診療所に人工透析の機器の導入をしていただきたい
- 16, 内地の三宅物産販売等の各種イベント等に村職員を参加させている。それと同様に村は非帰島島民および在京高濃度地区住民の会合や声を聞き、積極的に情報を提供するために当ネット等の在京者の会合、行事に参加するなどしていただきたい
- 17, 在京者に対する三宅島の情報が提供できる体制をとっていただきたい

以上